平成３０年（フ）第１４６号
宮崎市清武町今泉甲3715番地１　ドリームズカムトゥルー杳掛Ⅰ―101号、前住所宮崎市大塚台西２丁目７番地10
債務者　楠原　美樹
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷田　寿人
4　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月31日午後１時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１６号
佐賀県伊万里市二里町中里甲1101番地
債務者　前田　智裕
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野　雄基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第１４５号
北九州市八幡西区泉ケ浦１丁目７番12号
債務者　井上明日加
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠置　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第６０号
岡山県笠岡市美の浜30番地80　大平コーポⅡ201号室
債務者　仁井　光弘
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　健史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第８２号
岡山県倉敷市中畝５丁目９番２号
債務者　鈴木　良周
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飛山　美保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第８６号
福井県越前市宮谷町第45号27番地
債務者　齊藤　善男
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森口　功一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月７日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１３４号
熊本市東区新南部３丁目７番133号　ゆかりの里内　203、前住所熊本県玉名郡和水町原口53番地
債務者　石原　光子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸住　朋枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月26日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２５３号
北九州市若松区小石本村町１番101号
債務者　藤村　悦子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大屋　昭則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２０号
新潟市西区小新1950番地
債務者　星野　孝二
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　淳哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２１号
新潟市西区小新1950番地
債務者　星野　礼子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　淳哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２２７号
仙台市青葉区作並字相ノ沢32番地の２
債務者　笠原　啓一
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今野　武博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第３４６号
仙台市青葉区堤町１丁目１番１―901号
債務者　宮澤　久孝
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米谷　　康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月21日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第３８２号
仙台市宮城野区二の森21番30号、従前の住所仙台市泉区住吉台西３丁目３番地の２
債務者　冨樫　一哉
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀内　威志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１３４号
山梨県甲府市国母７丁目８番20号
債務者　中沢　秀樹
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２５９号
広島市中区羽衣町６―21―201、住民票上の住所広島市南区稲荷町１番11―602号
債務者　花尾　真一
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３５２号
広島市西区己斐上２丁目49番14―１号
債務者　平林のぞみ
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿波　弘夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１０６号
群馬県伊勢崎市山王町90番地１　ヴィラ広瀬102
債務者　伏木　　清
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月27日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係